

畑沢小学校 いじめ防止基本方針

1 目標

「畑沢小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」「千葉県いじめ防止対策推進条例」「木更津市いじめ防止に関する基本方針」を受けて、その理念を実現し、畑沢小の全ての児童がいじめの恐れや害悪から解放され、生き生きと学べるようにするために、教職員、児童、保護者、地域が一体となって、「やさしい心」「ルールを守る心」「一生懸命取り組む心」を持った児童を育て、いじめと向かい合い、決して許さない、家庭、地域、学校を目指すものとする。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第一章 第二条

2 畑沢小のいじめの実態

平成28年度 年間（すでに解決済みのものもあり。）

○認知件数（旧学年）

- 1年生…1件
- 2年生…3件
- 3年生…4件
- 4年生…3件
- 5年生…3件
- 6年生…1件

○いじめの内容（複数回答）

- 冷やかしやからかい、悪口など…12件
- 仲間はずれ無視・・・1件
- 軽くぶつかるなどの暴力・・・2件
- ひどくぶつかる、叩くなどの暴力・・・1件
- ものを隠される・壊される・盗まれる・・・4件
- いやなことをされる。・・・0件
- ネット上で誹謗中傷やいやなことをされる・・・1件

全校的にみると、現在のところ認知件数は比較的少なく、重大な事態へも至っていない。しかし、「いじめは必ずある」という意識を持ち、いじめにつながるきっかけを見逃さないように、十分な注意を払っていかねばならない。

3 いじめ防止の方策

①校内組織 「いじめ防止推進委員会」

校長の指揮のもと、いじめ対策の推進の中心になる。

・校長	・教頭	・教務	・生徒指導主任	・各学年の生徒指導部
・養護教諭 曾根	・心の教室相談員 細淵			
1年・	2年・	3年・		
4年・	5年・	○若島	6年・	特支・鈴木 齊藤寿
※生徒指導主任が、主任（委員長）となる。				

②具体的な手立て

○積極的な生徒指導の推進

- ・「なかなかヤルー」子どもを認める教職員からのあたたかい言葉かけを続ける。
- ・よりよく生きるための自己決定の場を設定する。（行事，特別活動，児童会活動，学級活動，縦割り活動など）
- ・児童を主体としたいじめ防止対策の推進（例 いじめ撲滅宣言，いじめ防止標語など）
- ・木更津システムを活用した実態把握をもとに，学級経営や仲間作りの指導力向上をはかる。

○いじめや生徒指導案件に関する教職員の共通理解

- ・生徒指導全体会，生徒指導部会，職員会議，職員打ち合わせでの連絡

○道徳教育の充実

- ・道徳主任（高野），人権担当（永寫）を中心に道徳教育の充実を推進する。

○早期発見の努力

- ・どのような集団にもいじめは存在すると考える。
- ・日常の担任等による観察。
- ・家庭・地域との連携による実態把握。
- ・教育相談週間におけるアンケートなどの調査。

○教育相談の実施

- ・各学期に児童全員を対象に担任が行う。必要に応じて相談員や，関係機関と連携して対応する。

○インターネット（メール，LINE 等を含む）を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・実態調査をもとに，発達段階に応じた指導を行う。

○いじめの根絶，再発防止の徹底。

- ・解決まで粘り強く指導を行い，事後も注意深く被害児・加害児を見守る。

4 個別のいじめについての基本的な措置

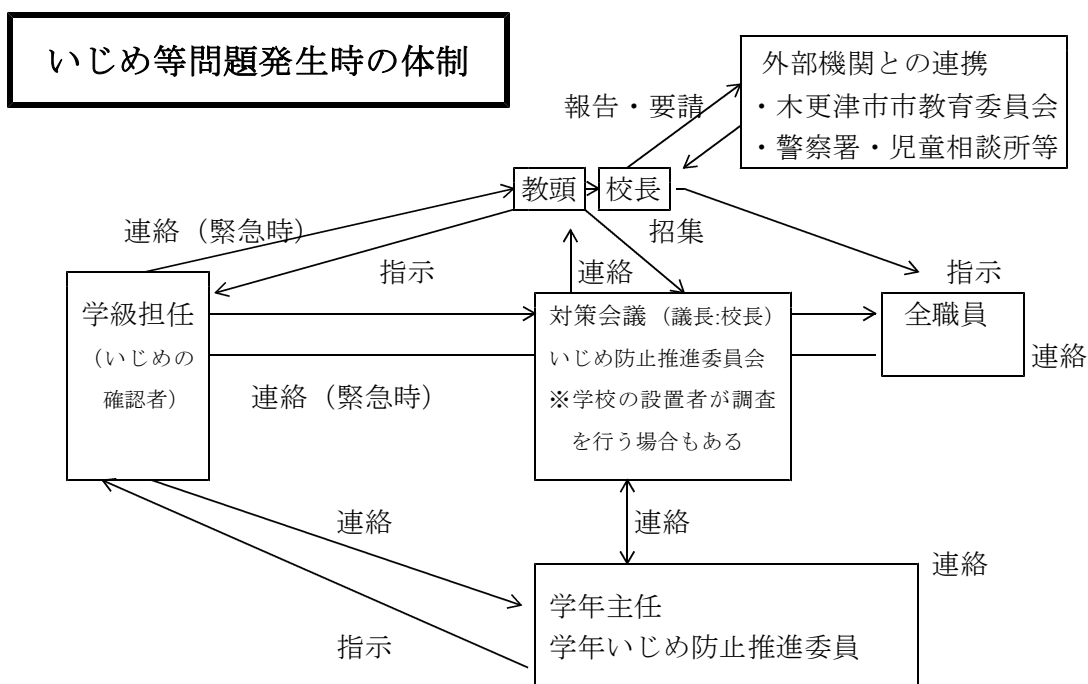
- ・早期発見，早期対応に努める。
- ・いじめを許さないという態度を明確にし，問題の背景理解に努め，根本的な解決が得られるまで粘り強く指導する。
- ・担任や一部の教職員が孤立しないよう，いじめ対策推進委員会を中心に組織的な対応，指導を行う。

- ・ 事実の確認，被害児童やその保護者に対する支援，加害児童やその保護者への指導，助言を行う。
- ・ そのいじめが犯罪行為として取り扱われると認められるときは，所轄警察署との連携をはかる。
- ・ 事態に応じて，懲戒，出席停止制度などの適切な運用を行う。
- ・ 被害児童と加害児童の保護者間で争いが起こらないように，情報の共有がなされるように措置を講じる。

5 重大事態への対処

<p>重大事態の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ①最初に事実を確認したもの（連絡を受けた者）は，教頭に連絡。
- ②教頭は校長に報告すると同時に対策会議を招集。
- ③校長は市教育委員会に報告し，支援チームを要請。
- ④状況によって校長もしくは教育委員会から木更津警察署へ連絡。



資料

いじめ防止対策推進法 抜粋

(いじめに対する措置)

第二十三条

1 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

※上記の内容について、学校長の判断により変更する場合がある。